

事業者の皆様へ

廃蛍光管などの水銀使用製品の適正な処理についてのお願い

国では、水銀廃棄物の適正な処理の実施を目的とした関係法令の改正が進められ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」および「廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則」がそれぞれ改正され、平成28年4月1日および平成29年10月1日に段階的に施行されています。

これを受け、岩手沿岸南部クリーンセンターにおいては、これまで蛍光管や乾電池等の水銀使用製品を受け入れておりましたが、法の改正により、引き取りができなくなりました。

したがって、

平成31年4月1日から水銀使用製品の受け入れを停止いたします。

水銀使用製品の廃棄につきましては、水銀使用製品産業廃棄物として適正に処理していただきますようお願いいたします。

【水銀廃棄物の種別及び処理方法】

水銀廃棄物の種別	種別の内容（対象となるもの）	処理方法
★水銀使用製品産業廃棄物	水銀電池、蛍光ランプ、水銀を使用した気圧計、湿度計、体温計、血圧計、温度計 など	産業廃棄物
※廃水銀等	水銀使用製品の製造施設や水銀使用廃棄物から水銀を回収する施設等から排出される廃水銀を指します。	特別管理 産業廃棄物
※水銀含有ばいじん等	水銀又はその化合物が基準値以上含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さい等を指します。	特別管理 産業廃棄物

★蛍光管や乾電池などは「水銀使用製品産業廃棄物」になります。「水銀使用製品産業廃棄物」の処理および収集運搬を委託する場合は、水銀使用製品産業廃棄物の処理を事業範囲に含む許可を取得している業者に委託する必要があります。

※水銀使用製品の製造施設や水銀使用廃棄物から水銀を回収する施設等から排出される「廃水銀」および「水銀含有ばいじん等」は特別管理産業廃棄物になります。

お問い合わせ

岩手沿岸南部広域環境組合

TEL 0193-27-7020

FAX 0193-27-7022